

暴走行為助長禁止重点区域の指定等に関する事務取扱要領の制定について

平成16年 3 月30日 例 規 第 9 号 神交指発第1873号 各所属長あて	本部長
---	-----

改正 平成17年 3 月29日例規第16号神務発第622号

このたび、神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例（平成15年神奈川県条例第73号）第16条に規定する暴走行為助長禁止重点区域の指定又は指定の解除について、別添のとおり暴走行為助長禁止重点区域の指定等に関する事務取扱要領を制定し、平成16年 4 月 1 日から施行することとしたので、適切な運用に努められたい。

別添

暴走行為助長禁止重点区域の指定等に関する事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例（平成15年神奈川県条例第73号）第16条に規定する暴走行為助長禁止重点区域（以下「重点区域」という。）の指定又は指定の解除（以下「指定等」という。）に係る事務に関し必要な手続を定めるものとする。

2 交通捜査課長の任務

交通部交通捜査課長（以下「交通捜査課長」という。）は、神奈川県警察における重点区域の指定等に関する事務を総括する。

3 警察署長の任務

警察署長（以下「署長」という。）は、重点区域の指定等において、次に掲げる事務を掌理する。

(1) 重点区域の指定等の要望の受理

(2) 重点区域の指定等に関する市町村長からの意見の聴取に係る事務

4 事務取扱責任者

(1) 交通部交通捜査課（以下「交通捜査課」という。）及び警察署に、事務取扱責任者を置く。

(2) 事務取扱責任者には、交通捜査課及び警察署の交通課（交通第一課及び交通地域課を含む。以下同じ。）の警部の階級にある警察官をもって充てる。

(3) 事務取扱責任者は、重点区域の指定等に係る事務全般を掌握する。

5 事務担当者

(1) 交通捜査課及び警察署に、事務担当者を置く。

(2) 事務担当者には、交通捜査課及び警察署の交通課の警部補の階級にある警察官をもって充てる。

(3) 事務担当者は、事務取扱責任者を補佐し、重点区域の指定等に係る事務を適正に処理する。

6 指定候補区域の把握等

(1) 指定候補区域の把握

交通捜査課長及び署長は、重点区域として指定する必要がある区域（以下「指定候補区域」という。）について、次により把握するものとする。

ア 県民等又は地域住民による重点区域の指定の要望の受理

イ 暴走行為（条例第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）及び暴走族等（条例第2条第4号に規定するものをいう。以下同じ。）に関する相談の受理、暴走行為及び暴走族等（以下「暴走行為等」という。）に係る110番通報その他の通報（以下「110番通報等」という。）による取扱いその他の暴走行為等に係る業務

(2) 要望の受理に関する調査

交通捜査課長及び署長は、(1)アにより把握した区域について、次の事項を調査するものとする。

ア 暴走行為等に係る110番通報等の件数及びその内容

イ 暴走行為及びあおり行為（条例第15条第2号に規定する行為をいう。）の実態

(3) 協議

交通捜査課長及び署長は、(1)により把握した区域を指定候補区域と認めたときは、交通捜査課長にあつては当該区域を管轄する署長と、署長にあつては交通捜査課長と重点区域の指定の必要性について協議を行うものとする。

7 重点区域の指定に関する上申

(1) 交通部長への報告

6(3)の協議の結果、重点区域の指定の必要があると認めたときは、当該区域を管轄する署長は、暴走行為助長禁止重点区域の（指定・指定の解除）に関する報告書（第1号様式）により交通部長（交通捜査課長経由）に報告するものとする。

(2) 市町村長からの意見の聴取

ア 署長から重点区域の指定について報告を受けた交通部長は、重点区域の指定の必要があると認めたときは、暴走行為助長禁止重点区域の（指定・指定の解除）に関する意見照会書（第2号様式。以下「意見照会書」という。）に暴走行為助長禁止重点区域の（指定・指定の解除）に関する意見について（回答）（第3号様式。以下「回答書」という。）を添えて当該署長に送付し、市町村長からの意見の聴取を指示するものとする。

イ 意見照会書及び回答書の送付を受けた署長は、速やかに指定候補区域を管轄する市町村長に意見照会書の趣旨を説明し、回答書により回答を求めるものとする。

ウ イにより回答書を受理した署長は、これを交通部長に送付するものとする。

(3) 公安委員会への上申

交通部長は、市町村長からの意見の聴取後、重点区域の指定について、暴走行為助長禁止重点区域（指定・指定の解除）上申書（第4号様式）により公安委員会に上申するものとする。この場合において、聴取した市町村長の意見を十分に考慮した上で上申するものとする。

8 市町村長への通知

交通部長は、公安委員会が重点区域の指定について決定を行ったときは、暴走行為助

長禁止重点区域の（指定・指定の解除）に係る通知書（第5号様式）によりその結果を当該区域を管轄する市町村長へ通知するものとする。

9 指定の解除

重点区域の指定の解除の手続は、6から8までに規定する手続に準じて行うものとする。

10 資料の整備

交通捜査課及び重点区域を管轄する警察署の事務担当者は、重点区域に係る資料を常に整備しておくものとする。

第 1 号様式（ 7 関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦長型）

発第 号
年 月 日

交 通 部 長 殿

警察署長

暴走行為助長禁止重点区域（指定・指定の解除）に関する報告書

次の区域は、神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例第16条の規定に基づく、暴走行為助長禁止重点区域の（指定・指定の解除）が必要な区域と認められるので報告する。

報 告 の 事 由	暴走行為助長禁止重点区域の ☐ 指 定 ☐ 指定の解除
認 定 年 月 日	年 月 日
対 象 区 域	[路線名]
認 定 の 理 由	
添 付 書 類	(指定又は指定の解除に係る要望及び調査結果の報告書等)
備 考	

第 2 号様式（ 7 関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦長型）
神公委発第 号
年 月 日

殿

神奈川県公安委員会 閣

暴走行為助長禁止重点区域の（指定・指定の解除）に関する意見照会書

神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例第16条の規定に基づき、次の区域について
暴走行為助長禁止重点区域の ☐ 指定 ☐ 第16条第 2 項
☐ 指定の解除 を予定しているので、同条例 ☐ 第16条第 5 項
の規定に基づき、貴殿の意見をお聞かせ頂きたく照会します。

対 象 区 域	[路線名]
指定又は指定の解除を必要とする理由	
回 答 期 限	年 月 日
回 答 方 法	別途、「暴走行為助長禁止重点区域の（指定・指定の解除）に関する意見について（回答）」により回答をお願いします。
関 係 条 文	第16条 公安委員会は、県民生活の安全と平穏を確保するため、前条第 2 号に規定する行為が行われ、特に対策を講ずる必要があると認める区域を暴走行為助長禁止重点区域（以下「重点区域」という。）に指定することができる。 2 公安委員会は、前項の規定により重点区域を指定するときは、あらかじめ、当該区域を管轄する市町村長の意見を聴かなければならない。 3 公安委員会は、第 1 項の規定により重点区域を指定したときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。 4 公安委員会は、重点区域の指定の必要がなくなったと認めるときは、その指定を解除することができる。 5 第 2 項及び第 3 項の規定は、重点区域の指定の解除について準用する。
連 絡 先	神奈川県警察本部交通部交通捜査課暴走族対策室（担当 内線 電話

第 3 号様式（ 7 関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦長型）
年 月 日

神奈川県公安委員会 殿

市町村長

暴走行為助長禁止重点区域の（指定・指定の解除）に関する意見について（回答）

神公委発第 号により照会のあった暴走行為助長禁止重点区域の ☐ 指定 ☐ 指定の解除 に関する意見については、次のとおり回答します。

意見の有無	☐ 意見あり。 ☐ 意見なし。
意見ありの場合の理由	
その他参考意見	
取扱者の氏名及び電話	

第 4 号様式（7 関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦長型）
神交捜発第 号
年 月 日

神奈川県公安委員会 殿

交 通 部 長

暴走行為助長禁止重点区域（指定・指定の解除）上申書

次の区域は、神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例第16条の規定に基づく、暴走行為助長禁止重点区域の ☐ 指 定 に該当する区域と認められるので上申します。
☐ 指定の解除

対 象 区 域	[路線名]
上 申 の 理 由	
管 轄 警 察 署	
添 付 資 料	(指定又は指定の解除に係る要望及び調査結果の報告書等)
備 考	

第 5 号様式（7 関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦長型）
神公委発第 号
年 月 日

殿

神奈川県公安委員会 図

暴走行為助長禁止重点区域の（指定・指定の解除）に係る通知書

神公委発第 号により意見照会を行った次の対象区域について、神奈川県暴走族等の追放の促進に関する条例第16条の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

対 象 区 域	[路線名]
施 行 予 定 日	年 月 日
決 定 事 項	
理 由	
連 絡 先	神奈川県警察本部交通部交通捜査課暴走族対策室（担当 ） 電話 内線